

## 各発注機関での設計委託業務成績の相互利用

### (1) 各発注機関での相互利用

各発注機関による設計委託業務成績の相互利用については、平成20年5月29日に開催された「営繕積算システム等開発利用協議会総会」において了承され、平成24年6月5日一部改定された「建築設計等委託業務成績の相互利用を目的とする公共建築設計者情報システム(PUBDIS)登録に関する申し合わせ」(次ページ[表1])によるものとします。

#### ■ 申し合わせの概要は以下のとおりです。

- 1) 業務カルテ登録を特記仕様書など契約図書で義務付けしていること。
- 2) 「標準採点表」(\*1)(中央省庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会及び全国営繕主管課長会議作成)を採用していること。

※ 評価のバランスを損なわない程度の一部修正を行った採点表を用いて採点された業務成績についても、相互利用を実施する発注機関において合意した場合は相互利用の対象とすることができるものとする。

\*1 「標準採点表」は国土交通省官庁営繕部のホームページを参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/hinkaku\\_hyoujun\\_saitenhyo.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/hinkaku_hyoujun_saitenhyo.html)

- 3) 業務成績点数を受注者(設計事務所等)に通知していること。

#### ■ PUBDISでの業務成績点数入力条件は以下のとおりです。

- ・「編集用」パスワードでログインしていること。
- ・「業務カルテ」の発注者コードに「PUBDIS発注者コード」(\*2)が入力されていること。

\*2 「PUBDIS発注者コード」はPUBDIS 独自のものです

### (2) 設計事務所からの業務成績点数の閲覧

各発注機関が業務カルテに入力した業務成績点数は、平成20年6月30日より設計事務所からも閲覧できるようになりました。

ユーザーレベルⅡ～Ⅳの発注機関が入力した業務評定点の基礎点・総合点・管理技術者評定点について、成績点数を受注者(設計事務所)に通知していることを前提として設計事務所からも閲覧可能としています。なお、設計事務所は自社の点数しか閲覧できません。

[表1] 営繕積算システム等開発利用協議会申し合わせ

営繕積算システム等  
開発利用協議会  
申し合わせ

平成20年5月29日

一部改定 平成24年6月 5日

建築設計等委託業務成績の相互利用を目的とする  
公共建築設計者情報システム（PUBDIS）登録に関する申し合わせ

公共発注機関における建築設計等委託業務成績（以下「業務成績」という。）の相互利用を適切に運用するために、業務成績をPUBDISに登録するに当たっての規約として、次に掲げる事項を申し合わせる。

1. 相互利用を目的としてPUBDISに登録する業務成績は、中央省庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会及び全国営繕主管課長会議において作成した「標準採点表」を用いて採点されたもの（※）でなければならない。  
※ 評価のバランスを損なわない程度の一部修正を行った採点表を用いて採点された業務成績についても、相互利用を実施する発注機関において合意した場合は相互利用の対象とすることができるものとする。
2. 相互利用を目的としてPUBDISに登録する業務成績は、当該業務の受注者に通知されたものでなければならない。
3. 業務成績をPUBDISに登録する業務においては、登録内容について発注者の承諾を受けたPUBDISの業務カルテに登録する旨、契約図書において受注者に義務付けることとする。
4. 相互利用の対象となる業務の受注者に業務成績を通知したときは、説明請求を行える期間を経た後、速やかに業務成績をPUBDISに登録することとする。
5. PUBDISに登録した業務成績について、修正の必要がある場合には、速やかに一般社団法人公共建築協会公共建築設計者情報センター（PUBDISセンター）に書面にて業務成績の修正を依頼する。
6. PUBDISセンターから修正が完了した旨の連絡があったときは、速やかにその旨を受注者に知らせることとする。